

すくも 市議会だより

第102号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、令和二年六月九日に開会し、十七日間の会期で六月二十五日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」など人事議案十三件、「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」など予算議案四件、「市長、副市長の給料減額の条例改正」など条例議案六件、「和田分団の消防ポンプ自動車購入の財産の取得について」の合計二十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

十五日、十六日には市政に対する一般質問が行われ八人の議員が質問に立ちました。また、十七日には議案に対する質疑が行われました。

継続審査となっておりました「公立学校教員に一年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情」は提出者から取り下げの申し出があり、全会一致で可決されました。

最終日には川田議員から提

出されていた「議員四人に対する処分要求書」の取り下げ請求があり、川田議員と山上市議員の二件については、取り下げが承認されました。山戸議員と寺田議員の二件については、取り下げ不承認となり、審議の結果、全会一致で処分要求は否決されました。

また、寺田議員と山上市議員から、「川田議員に対する懲罰動議」が提出され、審議の結果、賛成多数で可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第十四号・議案第二十一号・議案第二十二号）

今回の補正予算は、三議案

合わせて総額で八億五千七百七十九万一千円の増額となり、累計で百八十九億九千五百五十三万九千円となりました。

（歳出の主なもの）

○津波避難タワー建設設計委託料

……二千七百六十八万七千円

○災害復旧費

……六億五百六十一万三千円

○幡多広域観光協議会運営事業費負担金

……一千四百八万六千円

○河川等環境整備事業費

……二千七百七十九万九千円

○小・中GIGAスクール環境整備事業

……一億二千五百九万円

第二回（六月）定例会日程

6月9日（火）	本会議	開会、議案上程
10日（水）	休会	提案理由の説明
11日（木）	休会	議案等精査
12日（金）	休会	議案等精査
13日（土）	休会	議案等精査
14日（日）	休会	
15日（月）	本会議	一般質問
16日（火）	本会議	一般質問、追加議案
17日（水）	本会議	議案質疑
18日（木）	休会	委員会審査
19日（金）	休会	委員会審査
20日（土）	休会	
21日（日）	休会	
22日（月）	休会	
23日（火）	休会	委員会審査
24日（水）	本会議	処分要求、委員会審査、
25日（木）	本会議	市長提出議案の表決、
		委員会審査、懲罰動議の表決、閉会

○コロナ対策として国の第二次補正予算が成立したことによる「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」
 ……三千六百七十一万五千元

○特別職給料の減額
 ……十万五千元

条 例

○議案第十六号「宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」
 宿毛市への移住定住を促進することを目的に設置している宿毛市空き家移住定住促進住宅について、新たに一軒の住宅の整備が完了したので、本条例の一部を改正しようとするものです。

○議案第十八号「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」
 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対して国民健康保険税の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

○議案第二十号「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」
 議案第十八号同様、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対して介護保険料の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

○議案第二十四号「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について」
 平成二十九年の入札制度改正以降、度重なる積算ミスにより、入札のやり直しが六件発生している。特に

市政の重要課題である庁舎建設予定地の高台造成工事において事務の遺漏により市民の皆さま、工事関係者の皆さまに多大なる混乱を招いたことについて、宿毛市政を預かる者として責任を重く受け止め、市長、副市長の給料月額において、令和二年五月から一年間十%減額しているが、令和二年七月分の給料については、市長二十%、副市長十五%の給料を減額しようとするものです。



陳 情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第8号	公立学校教員に一年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情	取り下げ

提出された議案等

議案番号	件 名	議決結果
第1号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第11号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第12号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第13号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第14号	令和二年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算	原案可決
第15号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第16号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決
第17号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第18号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第19号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第21号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第22号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第23号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第24号	川村三千代議員に対する処分要求の件 山戸寛議員に対する処分要求の件 山上庄一議員に対する処分要求の件 寺田公一議員に対する処分要求の件 議員川田栄子君に対する懲罰の動議	取り下げ 否決 取り下げ 否決 可決

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

第二回（六月）定例会の一般質問は、十五日、十六日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策について



三木 健正 議員

問 今後予測されるコロナウイルス感染症第二波への対応について問う。

答 事業者や市民の皆様の御協力により、四月二十日の感染確認を最後に本市における感染者は出ていない。予想される第二波への取組としては、手洗い、身体的距離の確保、マスクの着用といった基本的な感染対策を引き続き徹底し、新しい生活様式を実践してい

ただくよう啓発に努める。経済的支援としては、国の令和二年度第二次補正予算で拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉施設や各事業所にて感染対策に要する費用の補助やイベントの再開支援等、地域経済を活性化するための支援策を検討する。

問 臨時交付金のそのほかの活用に関しては、庁内でコロナ対策委員会を立ち上げ、今後の臨時交付金の有効な活用についても検討を進めている。

答 特別定額給付金の申請及び実施の状況を問う。
問 六月十五日現在、対象世帯一万百八世帯中、申請の受付が終了している世帯は九千八百八十三世帯で、全体の約九七・八%、そのうち支給が

完了している世帯は、九千八百六十三世帯、全体の約九七・六%となっている。今後、未申請の世帯については申請勧奨も行つてまいりたい。

問 宿毛市休業等要請協力金の申請の状況を問う。

答 六月十日現在、申請件数は百七十件、支給件数は百五十八件、申請に対する支給率は、九二・九%となっている。

問 コロナ対策緊急支援金の申請において、対象月を三月から五月に設定した理由を問う。

答 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による甚大な影響が想定をされた三月から五月の三か月間に対象を絞って制度設計を行った。

問 コロナ対策緊急支援金の対象月の見直しや期間延長を検討してはどうか。

答 六月以降に売上減少等の影響を受ける事業者が出てくる可能性があり、今後の申請状況や社会情勢などを勘案し、支援策を検討してまいりたい。
問 新型コロナウイルス感染

予防策に要する財源確保のためのクラウドファンディングの内容を問う。

答 本市が取り組む新型コロナウイルス感染症予防対策についての御支援を募るもので募集期間は五月二十九日から八月二十六日までの九十日間となっており、目標金額は五百万円と設定。頂いた寄附金については、新型コロナウイルス感染症予防対策、市内の飲食店事業者等への支援策や、街の賑わいを取り戻すための事業に充てたいと考えている。



今城 隆 議員

市庁舎高台造成工事について

問 高台造成工事の増額変更で、請負業者の請求書面の公開を求めたが不存在、庁内会議記録も不存在だった。なぜ記録がないのか。

答 請負業者の搬土経費に関

〔質問順位による〕

する指摘は、口頭で行われた。庁内会議は様々な協議を日々行っており、記録作成は困難である。

答 仮置土の指摘を、職員は搬土のことに捉えず、質問しなかった。

せの際、掘削土の運搬が設計に入っていないと話があった。土量や金額の協議はない。

問 意思決定の経緯が文書に残されていないのはおかしい。さらに、工事変更施工伺いと契約締結の伺いが契約締結日の十一月二十九日に提出されている。市長決済日の記録もない。これでよいのか。

問 市は二十七万㎡の搬土の積算が含まれない入札を二回行ったが、これは瑕疵であったのか。

問 それに対して市長はどう対処したか。

答 搬土の不足はあったが、入札自体には問題なかったと考える。

問 設計書の不備が確認されたならば、コンサルタントに瑕疵担保請求をしなければならぬ。市長は市の財産管理を怠ったことになるのではないか。

答 担当課、副市长、総務課などを交えて方向性を協議し、大幅な増額を把握したことを九月議会で報告、十二月議会を見据え変更契約をまとめるよう担当課に指示した。

答 決裁したのは十一月二十九日である。手続は工事変更施工伺い、変更契約締結の伺いを経て、仮契約締結となるため問題ない。

問 再入札や外部発注との比較など、法的根拠や数値的根拠を持って検討したはずであり、今からでも業者の要求の文言、庁内論議の内容、決定経緯を文書に残し、市民に示すことを求める。

問 設計書に二十七万㎡の土砂運搬が抜けていたが、設計書には搬土が二千三百五十㎡と記載されていた。設計書に問題があったのか。

答 搬土の数量の記述はなかったが、損害が生じていないので減額請求等は行う必要はなかったと考える。

答 必要なら十二月議会に配った資料を渡すことはできる。

答 入札予定価格の算定根拠と一致した設計書なので、問題なかったと考える。

問 市は変更工事の設計を余儀なくされた。コンサルに設計を頼んだのか。

答 図面等はコンサルタントにつくってもらい、変更金額の積算は担当課職員がした。

問 四月十九日、建設技術公社からメールが届き、「仮置土の運搬等は不要でしょうか」とある。市はメールを見て、公社に確認しなかったのか。

問 請負業者の要求内容を聞く。

答 七月二十五日の施工打合

問 備蓄品等を置いている保管場所は、市内に何か所あるのか問う。

答 液体ミルクについては、これまでも検討してきたが、粉ミルクと比較すると価格の割高や、あと保存期間の短さなどを考察する中で、購入は現在まで見送ってきた経緯がある。しかしながら調乳用のお湯が不要で、常温で使用できる液体ミルクは授乳者の負担軽減につながるため、今後導入に向け引き続き検討をしてみたい。今後の検討になるが、一部期限がきたものを、液体ミルクにかえて液体ミルクと粉ミルクと両方備蓄していくというのも一つの方策ではないかと考えている。

答 市が保有している食料・水等の備蓄品については、総合運動公園内の防災倉庫や、西地区防災コミュニティセンター・旧みなみ保育園・沖の島開発総合センター等、計八か所へ分散備蓄を進めている。

問 整備中の高台についても、備蓄品を置く予定なのか問う。

答 新庁舎が建設される高台にも、防災倉庫を設置する予定とし、備蓄品は避難者二千人を想定した三食分の食料と飲料水を備蓄する計画としている。

問 都市計画マスタープランの見直しの背景と目的について問う。

問 備蓄量について問う。

答 都市計画マスタープランは、平成十二年に策定してから既に二十年が経過している。その中で、近年の人口減少や、防災・減災対策に対する意識の高まりなど、宿毛市を取り巻く社会情勢は大きく変化している。

答 備蓄量は、現在想定される最大クラスの地震と津波による被害を想定して、対象人数は最大想定避難者数である一万四千人の三食分の食料と飲料水を備蓄する計画としている。

問 乳幼児液体ミルクの導入について問う。

また、平成三十年度に庁舎移転先について宿毛市庁舎建



岡崎 利久 議員

備蓄品について

都市計画マスタープランについて

設審議会の答申の付帯事項においても、同様の理由により、マスタープランの改定が提言されている。このような背景から、現状に即した今後のまちづくりを計画していくことを目的に改定を行う。

問 都市計画道路の未着手路線区間について問う。

答 都市計画道路の見直しは、昭和二十七年に都市計画決定がされたものが、その後ずっと私権を制約しながら計画し続けてきた経過があり、指定を外す道義づけが整備できておらず見直しに着手できてなかった。

具体的な見直しは、マスタープランを改定後、宿毛市都市計画審議会に諮る中で整理してまいりたい。



松浦 英夫 議員

市有財産の管理と片島公民館について

問 土地は片島区で、建物は宿毛市の所有である。宿毛市は片島区に対して土地の賃借料を、片島区は宿毛市に対して会館の使用料を収める必要があるのではないか。

答 片島公民館に関して、土地の使用料の支払いや公民館の使用料の徴収はしていない。

問 令和元年度片島区一般会計歳入歳出明細書の中で、公民館等使用料が、片島区の収入として計上されている。公民館等の使用料については宿毛市の収入として宿毛市に収めるべきではないか問う。

答 使用料は本来宿毛市に収めるべきであるが当時の書類がない。

問 宿毛市の条例により、公民館分館長に対して報酬が支払われている。報酬の支払方法について問う。

答 本市の監査委員からの指摘を受けて、令和元年五月分以降分館長の個人口座に振り込んでいる。

問 宿毛市としては、この報酬費については地区長個人に支給されているとのことであるが、各地区長への支給方法について問う。

答 各地区長に、年に二回現金支給している。

問 公民館分館長報酬は、源泉徴収されているが、地区長報酬費は源泉徴収されていないのかどうして源泉徴収しないのか問う。

答 税務署に確認すると源泉徴収の必要はないとのことである。

コロナウイルス対策について

問 総務省は、人事院規則を改正し、医療関係者等への特殊勤務手当を引き上げるよう改正した。宿毛市として、総務省の通知を真摯に受け止め改正すべきではないか。

答 宿毛市では、へき地診療所（沖の島）が想定されるが比較検討の結果、現行の衛生手当で対応したい。

問 感染者で入院・治療されている医療機関から出されるゴミは感染性廃棄物である。一方、それ以外の場所から出されるゴミは感染性廃棄物に該当しないとして通常の生活ゴミと同じ扱いである。コロナウイルスへの感染の危険性を感じながら、日々のゴミ収集業務等に従事している労働者に、危険手当を創設すべきではないか問う。

答 社会情勢、他の地域のことを踏まえながら検討していきたい。

津波避難タワーの整備について

問 宿毛市は、市内に二カ所の津波避難タワーの整備を図るとしており、その一カ所が、駅前町の公園である。この公園の存続を求める声があるが宿毛市が所有する新田の市有地の方が適地ではないか。

答 タワーを建設しても、公園としての機能が残るよう避難場所としての機能との共存を考えながら工夫をして建設していきたい。



堀 景 議員

教育対策について

問 小中学校において二カ月半の授業の遅れはどのように対応するのか問う。

答 市内全小中学校で夏休みを短縮、時間割編成の工夫、学校行事の精選などを行うことにより、不足分の日数を確保する。

問 昨今の夏場の気温の上昇で熱中症、脱水症も危惧されるが、暑さ対策をどのように考えるのか問う。

答 普通教室にエアコン設置であり、冷房を使用しながら授業をし、休み時間などは換気して熱中症、感染症予防の対策をしていく。

問 特別教室や放課後子ども教室の受入教室のエアコン設置が必要ではないか問う。

の調査を実施している。



川田 栄子 議員

宿毛小中学校合築 PFI事業の検証に ついて

問 軟弱地盤がでたり地下水が多くあるなど想定よりお金がかかるとなった時、負担割合は明確か問う。

答 支持層での急傾斜、また、固い支持基盤等が調査で分かりボーリング調査前の当初見込んでいた基礎工法と工事費の差額が発生し二億三千万円の増額となり契約変更する。増額は市が負担する。

問 民間事業者が経営破綻の例もあるが、その場合、対処する方法を聞く。

答 SPCが破綻し、事業の継続が困難になった場合、特定事業契約書九十条で規定しているとおりに契約を解除し損害賠償が発生した場合は請求する。しかし同条にあるとおりSPCに融資する融資団がかわりとなる企業を新たな株主として確保することになるので、SPCが破綻することにより、事業継続が困難となる可能性は低いと考えている。

問 維持管理業務では「本事業に市内事業者の参画を」との思いから建設維持管理業務を担う応募事業者の参加資格要件として「市内事業者につ

いては、公共事業への業務経験を有するもの」としているが、資格要件の壁を低くしたこのことに問題ないか問う。

答 とくに問題は起きていない。

問 統合問題を振り返って問題は無かったか問う。

答 地域の皆様、一人一人様々な思いをお持ちの事は十分承知している。その中で、教育委員会として基本は子どもたちにとってよりよい教育環境を常に考えていかなければならない。そのための手立てとして学校再編統合も避けては通れない課題であることから、これまでも再編計画に基づいて取り組んできた。今回の校舎の問題については、昨年四月に宿毛小学校・松田川小学校・宿毛中学校の保護者の皆さんを対象に、校舎・学校施設についての説明会を、さらに九月には松田川小学校の保護者を対象に模型を使っての説明会を行った。学校において避難訓練も年に何回も行っており、子どもたちの安全安心をしっかり確保してまいりたい。

防災対策について

問 改装中の宿毛小・中学校、松田川小学校の空調設備の移設を考えている。今夏の特別教室へのエアコンの整備は困難であると考えており、ご理解をいただきたい。
普通教室以外での対応は、これまでどおり給水や扇風機での対応に加え、可能な限り授業を普通教室で行うような取り組みを学校へお願いをしてまいりたい。

答 道路の幅員工事を行う場合、遊水池側の用地のご協力、電柱などの支障物の移転や地盤改良等の検討も必要となることから相当の事業費がかかると思われる。現在実施中である錦地区の内水対策、新田一号線の廻角橋架け替え、その後、大島橋の改修事業にも着手する計画のため、これらの事業の目的が立てば、事業実施の可能性を検討したい。

問 コロナウイルスの感染防止をするための避難所対応はどのように取られているのか問う。

答 避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知する予定である。また、具体的にはアルコール消毒液による手指消毒の徹底、マスクの着用、定期的な体調チェック、専用スペースの確保等の対応を行う。

問 道流堤補修工事について、管理者である高知県は補修を行う予定はあるのか問う。

答 今年度、損傷状況の確認や復旧方法の検討を行うため

問 西片島側から宿毛球場に向かう市道志沢尾片島線は現在、堤防のかさ上げ工事が進んでいるが、一段高い管理道を歩道として許可できないか問う。

答 管理者である高知県に確認すると歩道として利用することは可能との回答を頂いている。歩道としての利用に当たっては歩行者等の安全性を確保する為に防護柵などを設置する必要があることから、今後、県と協議し検討していきたい。

問 市道志沢尾片島線の道路
拡幅について問う。



濱田 陸紀 議員

コロナウイルス発生後の街区の活性化について

問 街区の商店街においては、市の要請に従い、全店が休業体制に入り、二カ月近く完全休業し、いろいろと経済的な影響が出ている。事業者に対する市独自の協力金や給付金、関連する国や県のコロナ対策関連事業の制度について問う。

答 国の給付金としては、持続化給付金制度がある。これは一月の売り上げが前の年の同じ月の比較で五十%以上の減少した事業者に対して、個人事業者で最大百万円、法人であれば最大二百万円の給付金が支給されるものである。当初はオンライン申請のみであったが、現在は宿毛商工会議所内に申請サポート会場を設置されている。県の制度としては、四月二十二日からの休業要請に伴う高知県休業等

要請協力金があり、県からの休業や営業時間の短縮要請に応じた事業者当たり三十万円の給付金を支給するものである。市独自の支援制度は、宿毛市休業等要請協力金と宿毛市コロナ対策緊急給付金があり、宿毛市休業等要請協力金については、高知県休業等要請協力金に引き続いて、本市の休業や営業時間の短縮要請に応じた事業者に対し、一

事業者当たり三十万円を支給するもので、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金については、市内の店舗を事業所として持っている事業者に対して、三月、四月、五月のうち、一月の売り上げが昨年と同じ月と比べて三十%以上減少した場合に一事業者当たり十万円を給付するものである。

また、国の緊急経済対策の第二弾として経営状況が著しく悪化した事業者に対する家賃支援給付金などの新たな支援策の実施や既存支援制度の拡充なども予定されている。今後においても市民の皆様に必要な情報を分かりやすく、かつ迅速に情報提供をしてまいりたい。

津波避難タワー建設について

問 どのような設備になるのか問う。

答 この度の津波避難計画改定による津波避難タワーの建設については、歩行困難者や高齢者など単独での避難に時間を要する方の逃げ遅れや避難距離の限界を考慮したもので、階段のほかスロープの設置も必要であると考えている。寒さ対策については、外気を完全に遮断した居住空間は困難と考えるが、雨や風など外気も一定しのげる仕組みやトイレについてはこれから研究をしていきたい。また、タワー内に備蓄倉庫も設置し毛布等も備蓄したいと考えている。



寺田 公一 議員

高齢者対策について

問 行政方針に新たな重点施策の一つ、高齢化社会対策として

してサロンのような拠点を整備していくとあるが、どのような事業展開をしていくのかを聞く。

答 令和二年度の行政方針において、高齢者の身体面の健康増進に加え、多くの人と交流すること、心豊かな人生を送ることができ、そして、健康長寿社会並びに市街地の活性化にもつながる事業として、サロンのような拠点の整備を表明した。

具体的な内容は、現在決まっていないが、今後も、市民、そして高齢者の皆様にもご意見をうかがう中で、作り上げていきたい。

松田川の濁水対策について

問 二月上旬ころだと思いが、坂本ダム周辺の松田川が長期間濁り続けた。太陽光発電所の造成工事によるものではないかとあるが、宿毛市の認識と対策について問う。

答 宿毛市としては、生活環境の保全及び自然環境の保護等に配慮し、地域社会との調和を図ることを目的に、平成

公共土木事業の入札について

三十一年四月に、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定している。現状は、確認できていないが、今後は、河川管理者の高知県と連携する中で、確認、指導等の徹底を図っていく。

問 今回の住民監査請求のあった小深浦の新庁舎予定地の造成工事や、災害復旧工事の入札ミス等、原因の究明と責任の所在をはっきりすることが重要だ。市長としての考えを問う。

答 小深浦の高台造成工事の土砂運搬が入っていないことに気付かなかったことについては、その時かかわった職員や業者の、コミュニケーション不足であったり、職員の経験不足があったことが、原因だと思っている。実際問題、ミスが発生したということは、当然、故意にやったことではなくても、今後起こらないように指導していく。宿毛市工事請負計画の入札に関わる積算疑義申し立て手

続きの取り扱い要綱を策定して以降、三年間で積算ミスによる入札取り消しが六件発生していることについては、厳密な要綱策定を行った結果、職員のミスが後になって出てきたという結果になっている。

今後、近隣、県外の状況も見ながら、改善の方向性をしっかりと考えていく。

これらの事態を招いたことに対して、職員の指導を徹底していくとともに、発注者責任として、自らの責任を明らかにしていくとともに、職員を含めてしっかりと明らかにしていきたい。

議長報告

今期定例会においては、川田議員の一般質問における発言に対し、市内外の団体や個人の方から発言の撤回や謝罪を求める文書五件の提出がありました。

このことについて、川田議員は六月二十四日の本会議で該当箇所について発言の取消しを申し出たうえで謝罪いたしましたので、ご報告いたします。

山戸寛議員及び寺田公一議員に対する処分要求の件

この処分要求は、六月十六日の川田議員の一般質問での不適切な発言の取り扱いについて、六月十七日に議会運営委員会でも協議しましたが、翌日に川田議員がその会議の録音テープを聞き、侮辱を受けたと処分要求書を提出したものです。懲罰特別委員会において審査した結果、侮辱には該当せず、「懲罰を科すべきではない」との委員会審査結果の報告となり、全会一致で委員会報告のとおり可決されました。

川田栄子議員に対する懲罰動議

この懲罰動議は、寺田議員及び山上議員から、六月二十四日の本会議において、議長から発言を求められても応じなかったこと、また、六月十七日の議会運営委員会での発言を理由に、四名の議員に対して処分要求書を提出し、取り下げを申し出るなど、著しく議会を混乱させたとして、提出されたものです。

懲罰特別委員会において審査した結果、川田議員による処分要求については、法律上

の権利の行使であり、議会を混乱させたとはいえず、懲罰には当たらないとしたが、六月二十四日の本会議における議長からの発言要請に応じなかったことなどの言動については、地方自治法第百四条の議長の議事整理権を侵害し、同法第百二十九条第一項の議場の秩序維持に違反する行為であることから、「公開の議場における陳謝の懲罰を科すべき」との委員会審査結果の報告となり、賛成多数で委員会報告のとおり可決され、川田議員が登壇のうえ、懲罰特別委員会起草の陳謝文を読み上げました。

表彰

全国市議会議長会より、次の方が表彰されました。

全国市議会議長会

【特別表彰】

★議員二十五年以上

濱田 陸 紀 議員



人事案件

次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

○農業委員会委員の任命同意について

- 稀田 義敬 (いなだ よしたか) 氏 (新任)
- 岩本 誠司 (いわもと せいし) 氏 (再任)
- 小島 久司 (おじま ひさし) 氏 (再任)
- 澤田 誠規 (さわだ せいき) 氏 (再任)
- 寺田 巧 (てらだ たくみ) 氏 (再任)
- 西山 譲 (にしやま ゆずる) 氏 (新任)
- 西山 成彦 (にしやま なるひこ) 氏 (新任)
- 羽賀 大透 (はが だいすけ) 氏 (再任)
- 濱田 頼之 (はまだ よりゆき) 氏 (再任)
- 山口 一晴 (やまぐち かずはる) 氏 (再任)
- 山本 欣史 (やまもと よしふみ) 氏 (再任)

*任期は令和二年七月二十日から令和五年七月十九日

○人権擁護委員候補者の推薦同意について

- 畠山 真利子 (はたけやま まりこ) 氏 (再任)
- 嵐 仁美 (あらし ひとみ) 氏 (再任)

*任期は令和二年十月一日から令和五年九月三十日

令和元年度政務活動費収支報告

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し、議員1人当たり月額6,000円を交付しています。残額については返還されます。(単位：円)

会 派 (人数)	未 来 派 (4人→3人)	令 和 (4人)	市民クラブ (2人)	生き生き明るい社会 (2人)	平 成 会 (1人)	北 西 風 (1人)
収 入	246,000	264,000	132,000	132,000	66,000	66,000
支 出	209,908	248,298	43,970	94,540	0	6,700
経 費 区 分	調査研究費	185,708	43,970	10,700		6,700
	広 報 費			66,530		
	資料購入費	24,200		17,310		
残 額	36,092	15,702	88,030	37,460	66,000	59,300

主 な 内 容

未 来 派 岡崎 利久 川村 三千代 山上 庄一 山岡 力 *故山岡議員は12月まで	調査研究費 令和2年2月18日に宮城県亶理郡亶理町にて「亶理町役場新庁舎について」及び東松島市にて「東北の復興状況について」調査研究（議員3名参加、令和会派と合同で実施）。 資料購入費 新版逐条地方自治法等。
令 和 寺田 公一 三木 健正 高倉 真弓 野々下昌文	調査研究費 令和2年2月18日に宮城県亶理郡亶理町にて「亶理町役場新庁舎について」及び東松島市にて「東北の復興状況について」調査研究（議員4名参加、未来派会派と合同で実施）。
市民クラブ 山戸 寛 松浦 英夫	調査研究費 令和元年7月28日に鵜来島の戦争遺跡調査研究（議員2名参加）。令和元年10月26日に鵜来島の戦争遺跡調査研究（議員2名参加、生き生き明るい社会・北西風会派と合同で実施）。 令和元年10月29日に黒潮町にて「津波避難タワーについて」調査研究（議員2名参加）。
生き生き明るい社会 今城 隆 川田 栄子	調査研究費 平令和元年10月26日に鵜来島の戦争遺跡調査研究（議員1名参加、市民クラブ・北西風会派と合同で実施）。 広報費 文書通信経費（コピー用紙、郵送料等）。 資料購入費：議員NAVI plus等。
平 成 会 濱田 陸紀	支出なし
北 西 風 堀 景	調査研究費 令和元年10月26日に鵜来島の戦争遺跡調査研究（市民クラブ・生き生き明るい社会会派と合同で実施）。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件等を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
川村議員に対する処分要求の取り下げ請求	○	○	○	○	○		○	○	×	○	議長	×	×	—	承認
山戸議員に対する処分要求の取り下げ請求	○	×	×	○	×		×	×	×	×	議長	×	×	—	不承認
山戸議員に対する処分要求の件	×	×	×	×	×		×	×	除斥	×	議長	×	×	—	否決
山上議員に対する処分要求の取り下げ請求	○	○	○	○	×		○	○	×	×	議長	×	×	—	承認
寺田議員に対する処分要求の取り下げ請求	○	×	×	○	×		×	×	×	×	議長	×	×	—	不承認
寺田議員に対する処分要求の件	×	×	×	×	×		×	×	×	×	議長	×	除斥	—	否決
川田議員に対する懲罰動議の件	×	○	○	除斥	○		○	○	○	○	議長	○	○	—	可決

【○：案件に賛成 ×：案件に反対 —：欠席】

● 議会用語 Q & A

Q 処分要求とは。

A 議会の会議又は委員会において侮辱を受けた議員が議会に訴えて、処分を求める要求です。その内容は懲罰と同じですが、処分要求は侮辱を受けた議員だけが一人で提出できる懲罰要求権です。この要求に関する審議は、全ての議事に優先されることとなります。

★ 会議録の閲覧を ★

市議会たよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



） 編集後記 ）

新型コロナウイルスの脅威、さらには梅雨明けあとの猛暑の中、各地で豪雨・洪水被害の発生が伝えられ、日々の休まることのない日々が続いて来ましたが、皆様がご迷惑が過ぎたでしょうか。

既に新聞でも伝えられたことですが、今議会最終日の審議は、二十四日、合計十八時間と二日間、合計十八時間と二日間という前代未聞の長時間に及ぶこととなりました。「市民不在の未明議会」「あきれた」等々、様々ご批判のお声がある中、法と規則に従って審議を進める議会として、どうしても避けて通ることのない、いわば必然的な経緯の結果であった点、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。今回の経験を無駄にすることなく、議員一同精進に努めたいと考えます。

＜ 編集委員 ＞

- 山戸 寛
- 今城 隆
- 三木 健正
- 山上 庄一
- 岡崎 利久